

令和元年9月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年 9 月 10 日 (火)、午前 9 時 30 分 久留米市商工会館 5 階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方 義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
10 番	古賀 誠一 委員
11 番	古賀 喜治 委員
12 番	坂井 康孝 委員
13 番	平 壯一 委員
14 番	田 中 文 委員
15 番	田中 弥生 委員
16 番	手島富士雄 委員
17 番	富松 隆晴 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
23 番	森崎 康洋 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

松延 洋一 委員

事務局の出席者は 10 名である。

事務局 おはようございます。

総会にあたりまして、報告をいたします。

本日、現委員数 23 名中 22 名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。

傍聴にあたりましては、久留米市農業委員傍聴要領第 1 条第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。

議長 はい、それでは、本日の第 1 号議案から第 6 号議案について、今、説明が有りましたように、1 名の方より、傍聴の申し出があつております。

1 名の方の傍聴を許可したいと思いますのですが、これに皆様方、異議ございませんか。

「異議無しの声」

議長 はい、それでは、1 名の方に傍聴を許可することにいたします。

事務局 それでは、傍聴者に入室していただきます。

議長 はい、傍聴者の確認をいたします。

城島町の*****さんに、相違ありませんか。

傍聴者 はい。

議長 はい、傍聴者に申し上げます。

本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 6 号議案までといたします。

議案審議が終了いたしましたら、すみやかに退席をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、9 月の総会を開催いたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、1 ページをお願いします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1番から2ページ7番までの7件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域 8番 9番の2件です。

つづきまして、使用貸借権設定 東部地域 10番 1件です。

以上、1番から10番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることをご報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第1号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第1号議案」は、可決されました。

つづきまして、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 3ページをお願いします。

第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

西部地域 1番、2番の2件です。

1番 申請地 高良内町 田 515 m²、

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

2番 申請地 城島町檜津 田 2筆 計1,000 m²、

申請理由 申請地を作業場および農業用資材置場として利用するものです。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。

西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。
転用目的は農家住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工済みでしたので始末書付きの申請となっております。
申請地は、明星中学校から南東へ約500メートル、上津小学校から北東へ約1.1キロメートルのところに位置しています。
農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあつて、500メートル以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。
雨水排水につきましては、溜め枿を経由して西側の水路へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。
被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。
転用目的は、農業用資材置場として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、城島総合支所から西へ約100メートル、城島中学校から東へ約600メートルのところに位置しています。
農地区分については、城島総合支所からおおむね300メートルの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。
被害防除については、周囲に素掘りの水路を設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。
以上2件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
「第2号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第2号議案」は、可決されました。

つづきまして、第3号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4ページをお願いします。
第3号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から6ページ7番までの7件です。

1番 申請地 山本町豊田 田 399 m²、

申請理由 申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

2番 申請地 山本町耳納 畑 1,084 m²、

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 田主丸町船越 田 3筆 計306.58 m²、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5ページをお願いします。

4番 申請地 田主丸町船越 田 3筆 計378 m²、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番 申請地 田主丸町益生田 田 10筆 計2,790.73㎡、

申請理由 申請地を取得し、集合住宅（4棟26戸）を建築するものです。

6番 申請地 北野町中 畑 84㎡、

申請理由 申請地を取得し、店舗として利用するものです。

6ページをお願いします。

7番 申請地 北野町仁王丸 田 2,672㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 8番から10番までの3件です。

8番 申請地 大善寺町夜明 田 4.11㎡、

申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備の敷地を拡張するものです。

9番 申請地 城島町江上本 田 345㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番 申請地 三潞町西牟田 畑 455㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

なお、4ページの審議番号2番および6ページの審議番号7番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会から報告します。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、山本小学校から南西へ約500メートル、筑水高校から南東へ約2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に病院と保育所がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜め枿を經由して、南側の水路へ排水

されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、経緯書付きの申請となっております。

申請地は、山本小学校から南東へ約 1.3 キロメートル、草野小学校から南西へ約 1.9 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から東へ約 160 メートル、水縄小学校から北東へ約 2.9 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜め枳を經由して、北側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を設置して、北側の側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から東へ約 160 メートル、水縄小学校から北東へ約 2.9 キロ

メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜め枒を経由して、北側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を設置して、北側の側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。転用目的は、集合住宅(4棟26戸)を建築するものです。

申請地は、田主丸駅から南へ約500メートル、水縄小学校から南西へ約1キロメートルのところに位置します。

農地区分については、田主丸駅からおおむね500メートルの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜め枒を経由して、敷地中央の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。転用目的は、店舗用地として利用するものです。

申請地は、北野小学校から北へ約630メートル、北野中学校から北西へ約1.4キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております

雨水排水につきましては、北側にある側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市の下水管へ接続されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。転用目的は、公共下水道事業に伴い、露天資材置場として一時的に利用するものです。

申請地は、北野中学校から北東へ約 200 メートル、大城駅から南西へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、土留めを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾書等、添付書類を確認しております。以上 7 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。

審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、太陽光発電設備の敷地として拡張するものです

申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約 500 メートル、大善寺小学校から南へ約 200 メートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となります。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、江上小学校から南西へ約 600 メートル、城島中学校から南へ約 2 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第 3 種要件および第 2 種要件に該当せず、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地ですので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が

地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、既設の水路を通じて、北側のクリークへ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、既設の水路を通じて北側のクリークへ排水する計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から北西へ約 400 メートル、十連病院から東へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、JR 西牟田駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、北側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上 3 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願いをいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第 3 号議案」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。
なお、審議番号2番、7番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、第4号議案「非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7ページをお願いします。

第4号議案「非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域 1番 2番の2件です。

1番 申請地 三潞町高三潞 畑 2筆 計19.59㎡、現況 宅地、
証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。

地図ナンバーは13番です。

2番 申請地 三潞町原田 畑 125㎡、現況 宅地、
証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。

地図ナンバーは14番です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第4号議案」は、可決されました。

つづきまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8ページをお願いいたします。

第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

1番から9ページ5番までの5件です。

1番 申請人 北野町上弓削 ＊＊＊＊＊、経営面積 35,100 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番 申請人 北野町仁王丸 ＊＊＊＊＊、経営面積 105,792.59 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番 申請人 城島町江上本 ＊＊＊＊＊、経営面積 397,339.67 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回の登録は申請人個人ではなく、法人の構成員としての登録になります。

9ページをお願いいたします。

4番 申請人 大川市大字九網 ＊＊＊＊＊、経営面積 466,650 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回の登録は申請人個人ではなく、法人の構成員としての登録になります。

5番 申請人 三潞町清松 ＊＊＊＊＊、経営面積 164,827.80 m²、
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、＊＊＊＊の構成員である申請人が農地を取得し、法人へ貸し付けるものとなっており、今回の登録は申請人個人ではなく、法人の構成員としての登録になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。

つづきまして、第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10ページをお願いいたします。

第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

1. 所有権移転 8件
2. 利用権設定(農地中間管理事業関係) 10件
です。

11ページをお願いいたします。

1. 所有権移転

第1区 1番 2番の2件です。

1番 所在地 大橋町常持 田 2,561㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番 所在地 善導寺町木塚 田 2,327㎡、推進機構への売渡しとなります。

第2区 3番 1件です。

3番 所在地 田主丸町中尾 田 1,365㎡、推進機構への売渡しとなります。

12ページをお願いいたします。

第3区 4番 5番の2件です。

4番 所在地 北野町乙吉 田 2筆、北野町大城 畑 1筆の3筆 計3,051㎡、推進機構からの買入れとなります。

5 番 所在地 北野町十郎丸 田 3 筆 計 9,723 m²、推進機構からの買入れとなります。

第4区 6番 7番の2件です。

6 番 所在地 城島町浮島 田 1,452 m²、推進機構への売渡しとなります。

7 番 所在地 城島町江上本 田 2,095 m²、推進機構への売渡しとなります。

13 ページをお願いします。

第5区 8番 1件です。

8 番 所在地 三瀨町清松 田 2 筆 計 1,379 m²、推進機構への売渡しとなります。

14 ページをお願いします。

2. 利用権設定(農地中間管理事業関係)

こちらにつきましては、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 10 件、筆数 34 筆、設定面積 40,910.00 m²です。

以上、1. 所有権移転 8 件、2. 利用権設定(農地中間管理事業関係) 10 件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の条件を満たしていると思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第6号議案」は、可決されました。

よって久留米市長あて、通知いたします。

それでは、傍聴者に申し上げます。議案審議が終了いたしましたので、これで退席をお願いしたいと思います。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、

従いまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はありませんか。

「異議なしの声」

議長 ご異議なしと認めます。

よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則 第10条 第2項の規定により

5 番 稲富 克紀 委員
17 番 富松 隆晴 委員 をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。